

令和 8 年度
宮崎県農業振興公社事業概要



令和 8 年 4 月

事業名	関係課
1 農地中間管理事業	農地貸借支援課
2 宮崎県スタンバイ農地事業	農地貸借支援課
3 遊休農地解消対策事業	農地貸借支援課
4 農地売買等事業	農地売買支援課
5 宮崎県農業担い手確保・育成基金事業	担い手支援課
6 新規就農者確保総合対策事業（就農準備資金）	担い手支援課
7 農業経営・就農支援体制整備事業	担い手支援課
8 雇用体制強化支援事業	担い手支援課
9 新規就農者育成支援強化事業・新規就農相談支援事業	就農・承継支援課
10 農業承継推進強化事業	就農・承継支援課
11 草地畜産基盤整備事業 （県事業名：畜産基盤再編総合整備事業）	農業基盤整備課
12 農地耕作条件改善事業	農業基盤整備課

農地中間管理事業

農地貸借支援課

1 目的

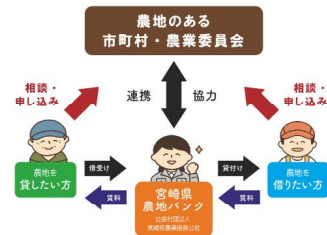
農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業への新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性向上に資する。

2 事業内容

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理機構（農地バンク）が、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、耕作を希望する人（受け手）にまとまりある形で農地の貸付けを行う。

令和7年度から、各地域で作成された「地域計画」の実現に向けた農地の権利移動は、原則、農地バンク経由となる。

3 農地バンクによる権利移動



【農地貸借のルール】

- 農地中間管理権の存続期間：原則10年以上
- 貸付期間：長期が基本（5年以上）
- 解約：出し手、受け手とも合意解約ができる。
- 賃料：受け手からの賃料支払により、出し手に賃料を支払う。
- 機構は受け手の決まった農地を借り入れる。

4 事業活用のメリット

(1) 出し手

- 賃料は確実に支払われる。○契約期間終了後は農地は返却される。
- 税制の優遇措置が受けられる。

(2) 受け手

- 賃料の支払いや事務手続が楽になる。○農地を長期間にわたって借りられる。

(3) 地域

- 農地バンクに貸し付けた農地の割合や農地の団地面積の増加割合に応じて協力金が交付される。（機構集積協力金、集約化奨励金）

5 実績・計画

単位：ha

	R3	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
借受面積	1,184	1,180	1,287	1,633	3,138	3,000
転貸面積	1,914	2,128	1,898	2,071	3,554	3,160
機構ストック	8,998	9,898	10,867	11,840	12,784	16,942

6 参考データ

- ◆ R6 都道府県別の耕地面積に占める機構の借入面積の割合 **18.9%**
（機構の借入面積 11,840ha/全耕地面積 62,500ha 九州1位、全国8位）
- ◆ R6 都道府県別の耕地面積に占める担い手の農地バンク活用率 **6.8%**
（担い手への集積面積 4,236ha/全耕地面積 62,500ha 九州1位、全国15位）

スタンバイ農地事業

農地貸借支援課

1 目的

将来の地域農業を支える新たな担い手（新規就農者、新規参入法人等）が営農を予定する農用地等を、農地中間管理機構があらかじめ農地中間管理事業により中間保有し、保全管理を行い良好な状態で就農と同時に貸し付けることにより、新たな担い手の円滑かつ速やかな営農開始を支援する。

2 事業実施の流れ

- ① 新たな担い手とスタンバイ適格地の決定
- ② 4者覚書締結（所有者、耕作者〔新規就農予定者〕、市町村、機構）
- ③ 農地中間管理権の設定（所有者→機構）
- ④ 機構が農用地を中間保有（保全管理・賃料支払）
- ⑤ 耕作者〔新規就農予定者〕の就農と同時に貸付（機構→耕作者）

3 事業対象となる担い手の要件

- ・スタンバイ農地の利用を含めた農業経営計画を作成している認定新規就農者及び経営開始後5年以内の認定農業者（認定が見込まれる者を含む）
- ・地域計画において農業を担う者として位置付けられることが確実な者
- ・機構がスタンバイ農地の農地中間管理権取得後2年以内に、スタンバイ農地で営農を開始することが確実な者

4 事業対応者

農地中間管理事業市町村推進チーム、農地中間管理機構

5 イメージ



6 中間保有に要する経費の負担

- ・機構が中間保有してから貸し付けるまでの期間（最長2年間）の賃料及び保全管理に必要な費用は機構が負担する。（保全管理は、地元農家等に業務委託する。）
※スタンバイ農地の地上部の物件（ハウス、果樹等）の管理は含まない。
- ・スタンバイ農地が土地改良区等の受益地である場合は、組合員資格を明確にした上で、耕作者が支払うべき賦課金等を中間保有している期間は機構が負担する。
- ・上記の機構負担については、農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業を活用

7 実績

- ◆ R元 延岡市 51筆 38,511㎡ R3.7貸付 → 1法人
- ◆ R2 宮崎市・串間市・日向市 45筆 24,630㎡ R2 R3貸付 → 2認定新規就農者・1法人
- ◆ R4 延岡市 1筆 2,040㎡ R5.7貸付 → 1認定新規就農者
- ◆ R5 国富町 1筆 3,460㎡ R6貸付 → 1新規就農者

遊休農地解消対策事業

農地貸借支援課

1 目的

「地域計画」の実現に向けて、農地中間管理機構や市町村が遊休農地の簡易な整備を行うことで、担い手への農地の集積、集約化する取組を支援する。

2 事業内容

草刈り、除稈、抜根（農業生産を目的に新植・改植された樹木除く）、耕起・整地

3 事業採択要件

- ・地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地であること
- ・農振農用地区域内で農地法第32条による緑区分に位置付けられた遊休農地であること
- ・農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けること
- ・遊休農地を解消した年度の翌年度までに耕作者により耕作が行われること

4 事業実施主体

市町村、農地中間管理機構

5 イメージ



6 補助費用

国からの定額補助（対象面積及び作業内容に応じた金額を支援） 上限 4.3 万円/10a
※上記金額を超過した分は、所有者又は耕作者の負担となる。

7 R8 計画

- ◆えびの市 38 筆 38,408 m² 草刈り、除稈、耕起・整地
- ◆都城市 10 筆 8,158 m² 草刈り、除稈、耕起・整地
- ◆三股町 4 筆 3,647 m² 草刈り、除稈、耕起・整地

8 実績

- ◆R5 都城市 2 筆 2,696 m² 草刈り、除稈、耕起・整地
- ◆R7 延岡市 4 筆 1,960 m² 草刈り、除稈、耕起・整地

農地売買等事業

農地売買支援課

1 目的

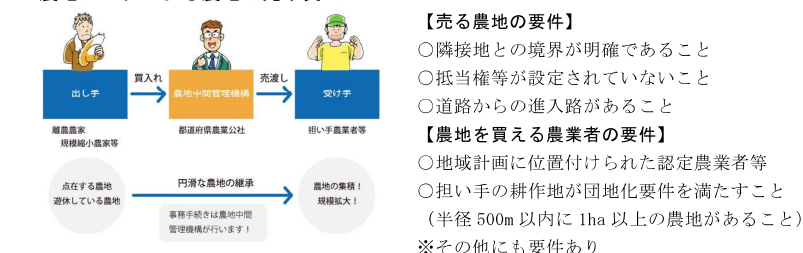
農業経営の規模拡大、農用地の集団化その他農地保有の合理化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

2 事業内容

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農地中間管理機構（農地バンク）が、農業委員会と連携し、離農や経営規模を縮小する農家（出し手）から農地を買入れ、農業経営の規模拡大を目指す農業者等（受け手）に売渡しを行う。（令和6年度まで）

令和7年度から、農用地等の売買は、農業経営基盤強化促進法の一部改正（R5.4.1）により、「農地中間管理事業の推進に関する法律」と「農地法」による2つの方法のみとなった。

3 農地バンクによる農地の売り買い



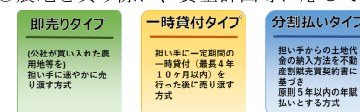
4 事業活用のメリット

（1）農地を売る方（出し手）

- 農地代金が確実に支払われる。（公的機関が介在するので安心）
- 譲渡所得税の特別控除が受けられる。（年間800万円まで）

（2）農地を買う方（受け手）

- 農地を買う際に、資金計画等に応じて、次のタイプの中から選べる。



- 不動産取得税額の1/3相当額が、税額から控除される。
- 所有権移転登記は農地バンクが行う。

5 実績・計画

単位：ha

	R3	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
買入面積	26.9	19.5	29.3	27.2	105.9	180.0
売渡面積	36.5	40.7	43.5	36.0	117.5	160.0
年度末保有量	104.7	83.5	69.3	60.5	48.7	68.6

6 その他

- ◆農地売買等事業では、買入、売渡時に出し手、受け手それぞれから手数料として、支援事業で農地価格の2.0%、一般事業で農地価格の2.5%を徴収
- ◆一時貸付タイプ、分割払いタイプについては、令和9年3月公告分まで取扱停止

農業担い手確保・育成基金事業

担い手支援課

1 目 的

就農希望者に対して、就農前の研修から就農・定着に至るまで重点的に支援を行い、新規就農者の確保・育成に取り組む。

2 経緯

平成 19 年度に当時の(財)宮崎県農業後継者育成基金協会と(社)宮崎県農業振興公社の統合により、基金協会から約 9.8 億円を引き継ぎ、利子による運用益を財源に、各種事業を行っている。

3 事業の種類

(1) 新規就農支援研修生助成事業

新たな担い手の就農促進を図るため、みやざき農業実践塾、JA 出資法人等の研修施設や農業法人等において研修を受講する新規参入者等で、国の事業（就農準備資金）の対象とならない者に対して、研修経費を助成。

◆**定額助成** 3 万円/月（各 JA 研修生）、6 万円/月（実践塾・法人等の研修生）

(2) 先進農業研修資質向上支援事業

地域農業を牽引する担い手の育成を図るため、国内外の新しい知識や技術導入を目的とした、技術研修や視察研修を行う、資質向上への意欲の高い農業青年に対して、研修経費を助成。

◆**定率助成** 研修に要する費用の 1/2 以内

- ・短期研修（6 ヶ月未満）〔国内〕2 万円以内/人、〔国外〕10 万円以内/人
- ・長期研修（6 ヶ月以上）20 万円以内/人

(3) 新規就農者初期経営安定支援事業

就農初期の経営安定を支援することで、担い手の定着を図るため、認定新規就農者に対して農地、施設、農業機械の賃借料の一部を助成。

◆**定率助成** ①農地②施設等③機械のリース料：補助率 1/2 以内 30 万円/人上限

(4) 新規就農者支援アグリファミリー設置事業

新規就農者の経営安定、早期定着による地域農業の担い手の育成を図るため、地域の模範として優れた経営を实践している農業者（アグリファミリー）が行う認定新規就農者への指導等に対して助成。

◆**定額助成** 5 万円/年 ※助成対象者 1 人あたり新規就農者 2 経営体が上限

(5) 特認事業

理事長が必要と認める事業に対して助成

4 実績・計画

単位：件、千円

	R3	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
新規就農支援研修生助成事業	10	6	2	0	0	5
先進農業研修資質向上支援事業	0	1	4	8	8	10
新規就農者初期経営安定支援事業	8	12	6	129	101	110
新規就農者支援アグリファミリー設置事業	7	10	6	9	16	20
事業費合計	15,488	9,177	2,927	16,282	15,086	17,500

新規就農者確保総合対策事業（就農準備資金）

担い手支援課

1 目 的

就農に向けた技術・経営能力習得を支援するため、研修期間中の研修生に対して就農準備資金を交付するとともに、研修終了後の円滑な就農を支援するため、関係機関・団体と連携し交付対象者の情報共有を行う。

また、研修中及び就農後の状況等について現地調査を実施し、必要な助言等を行う。

2 事業内容

(1) 就農準備資金の交付

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に対して、就農準備資金を交付。

【交付要件】

- ・交付対象者が就農予定時に 49 歳以下の者
- ・独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと
- ・県が認めた研修機関等で 1 年以上かつ年間 1,200 時間以上の研修を受けること
- ・常勤の雇用契約を締結していないこと
- ・原則、前年の世帯所得が 600 万円以下であること
- ・研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

(2) 現地調査の実施

研修状況報告や就農状況報告に基づく現地調査を実施。

3 助成内容

(1) 支 援 額 13.75 万円/月（年間 165 万円）

(2) 支援期間 最長 2 年間

4 実績・計画

単位：人

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 (計画)
資金承認者	51	54	42	39	26	30
うち就農者	46	51	39	13	0	—

※就農者数には、研修中及び就農準備中の者は含まれない。

5 参考データ

- ・H24 から R7 までの承認者数 663 人、うち就農者 510 人、承認者と就農者の差（153 人）内訳は就農予定者 51 人、研修中止・就農断念等 57 人、離農 31 人、農外就農 14 人。就農者のうち県外参入者は 136 人。（多い順：大阪 16 人、福岡 15 人、東京 15 人）
- ・就農形態別は、独立自営 372 人（73%）、雇用就農 106 人（21%）、親元就農 32 名（6%）
- ・品目別は野菜 386 人（きゅうり 163 人、ピーマン 75 人、トマト 60 人等）、畜産 86 人
- ・就農地別（多い順）宮崎市 153 人（30%）、都城市 51 人（10%）、西都市 46 人（9%）等。

6 関連事業

- ・新規就業給付金事業（R 8）
農業研修生や新規就農者等に対し、資材等物価上昇分の資金を交付（上限 50 万円/年）

農業経営・就農支援体制整備事業

担い手支援課

1 目 的

農業経営の法人化や経営継承などに関する課題解決を支援するため、県が設置した「県農業経営・就農支援センター」に関して、就農や経営に関する相談対応、経営診断、経営課題のテーマに応じた専門家（税理士等）派遣や巡回指導等に係る業務を実施する。

2 委託業務の内容

（1）就農相談窓口業務

就農相談会や就農相談業務に関することを実施。

（2）専門家派遣業務

専門家派遣に係る謝金・旅費の支払等を実施。

※専門家派遣の実務は、宮崎県農業再生協議会が実施。

3 実績・計画

単位：件

	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
専門家派遣	—	29	26	14	30

雇用体制強化支援事業

担い手支援課

1 目 的

農業法人等の人材育成・確保に向けて、雇用人材確保・定着支援コーディネーターを設置し、農業経営体の相談ニーズの掘り起こしや情報収集、労働力確保・定着状況調査などを実施し、地域の関係機関が行う人材の掘り起こしやマッチング等就農促進の取組を支援する。

◆県内を3ブロックに分け、3名を配置

- ・県央（中部・児湯（J A児湯・西都））担当 若松浩幸＜中部普及センター駐在＞
- ・県南（南那珂・北諸・西諸）担当 山崎光郎＜北諸県普及センター駐在＞
- ・県北（東臼杵・西臼杵・児湯（J A尾鈴））担当 戸高憲幸＜東臼杵南部普及センター駐在＞

2 主な業務内容

（1）農業法人の雇用定着状況調査

農業法人等を訪問し、採用者数、採用活動方法、採用に当たって工夫している点等の聞き取り調査や被雇用者の就職前研修の有無、就職の動機等について聞き取り調査を実施。

（2）農業人材確保や定着支援につながる業務

就農準備資金を活用して研修を受け、法人等に雇用就農した新規就農者に対し、就農状況報告後の就農状況確認や課題等の聞き取りを行い、課題に応じた支援機関や支援策を紹介。

3 実績・計画

単位：件

	R3	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
訪問件数	103	604	613	388	297	360

新規就農者育成支援強化事業・新規就農相談支援事業

就農・承継支援課

1 目 的

新規就農者を確保・育成するため、就農相談員を配置し、県内外の新規就農希望者に対する相談活動を実施するとともに、農業体験、就農前の研修実施に係る支援や農業法人等への就農紹介等の活動を実施する。

2 事業内容

(1) 就農相談会

- ・宮崎県新規就農相談センターとして、対面や WEB での就農相談活動を実施
- ・みやざき就農応援相談会を開催
- ・全国規模の就農相談会への出展（新・農業人フェア、マイナビ農林水産 FEST 等）
- ・農業大学の学生や退職自衛官向けの就職説明会への参加

(2) 農業体験講座

新規就農希望者を対象に、農業実践塾で農作業体験講座等を実施

3 実績・計画

		R3	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
就農相談	県外	9回(38人)	12回(91人)	10回(73人)	9回(80人)	9回(82人)	8回
	県内	3回(38人)	2回(57人)	3回(61人)	3回(62人)	3回(55人)	3回
	就農相談	505件	554件	565件	549件	543件	510件
農業体験講座		1回	1回	1回	1回	1回	1回

4 参考データ

◆令和6年次の新規就農者数（令和7年7月 宮崎県担い手農地対策課まとめ）

年次	新規就農者数（人）							
	自営就農						雇用 就農	合計
	後継者				新規 参入	計		
	学卒	研修後	他産業	小計				
R 2	15	9	82	106	63	169	239	408
R 3	10	12	73	95	66	161	244	405
R 4	7	8	73	88	78	166	223	389
R 5	21	12	57	90	50	140	220	360
R 6	14	4	47	65	52	117	204	321

※令和7年次実績は令和8年7月頃公表予定

◆令和6年次の新規就農者の公社での相談実績

- ・県全体321人のうち68人（21%）
- ・県外等からの新規参入者52人のうち35人（67%）

農業承継推進強化事業

就農・承継支援課

1 目 的

農業経営承継に対する周知を図るため、事業承継の専門家や税理士を活用した研修会や相談会を各地域で開催するとともに、農業経営資源の利活用を促進するため、農業承継コーディネーターを設置し、事業承継の事例調査や空き施設の調査把握と資産評価システムを活用した中古ハウス等の価格査定を行う。

2 事業内容

(1) 専門家による事業承継研修会や相談会の開催

事業承継の啓発活動や土業と連携した支援体制の構築を図るとともに、専門家による事業承継の研修会や農の事業承継推進大会、個別相談等の実施。

(2) 空き施設等の調査及び査定

地域からの中古ハウス等に係る時価査定の要望に対して、J Aや普及センター等の関係機関と連携して現地調査を実施し、資産評価システムを活用した時価査定を実施。

3 実績・計画

		単位：件					
◆専門家派遣		R3	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
専 門 家 派 遣	研修会	—	3	7	12	4	5
	個別相談	—	3	2	4	14	15
	土業派遣	—	0	0	3	0	1
	計	—	6	9	19	18	21

		単位：件					
◆事業承継事例等調査		R3	R4	R5	R6	R7	R8(計画)
事業承継事例調査		13	17	13	16	—	—
空き施設調査		—	—	—	11	23戸45棟	20戸20棟
	うち査定実績	—	—	—	8	23戸45棟	

草地畜産基盤整備事業

(県事業名：畜産基盤再編総合整備事業) 農業基盤整備課

1 目 的

畜産経営において、自給飼料の安定供給を通じた、効率的かつ安定的な担い手を育成するため、地域内の土地資源を活用した飼料生産基盤の整備について支援する。

2 事業内容

(1) 基本施設整備事業

- ①草地整備改良・造成
- ②用排水施設整備
- ③放牧用林地整備

(2) 利用施設整備事業

- ①隔障物整備 (家畜の放牧に必要な防護柵等)
- ②家畜保護施設整備 (造成改良された草地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎等)
- ③飼料調製貯蔵施設整備
- ④家畜排せつ物処理施設整備

3 事業採択要件

- ・草地等の受益面積が 30ha 以上 (中山間地域は 15ha 以上)
- ・事業参加者が 10 人以上 (中山間地域は 5 人以上)
- ・家畜 (肉用牛又は乳用牛) 飼養頭数が成牛換算で 400 頭 (中山間地域は 200 頭) 以上の地区で、事業完了後において 600 頭 (中山間地域は 300 頭) 以上に増頭すること
- ・事業完了後の地区において、担い手による畜産物生産が 2 分の 1 以上であること
- ・家畜保護施設を整備する場合にあっては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より 10%以上となること
- ・家畜保護施設の整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を 5 年以内に完了すること

4 事業実施主体

県、農業振興公社 (事業指定法人)

5 国の補助率

国費 50% (一般地域) 55% (中山間地域)

6 事業実施状況

地区名	対象 市町村	全体		7年度まで		(単位：千円)		備考
		工 種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	
西諸第二 R1~R7	小林市 吹上町 高岡町	草地造成・改良	10,49ha	—	10,49ha	—	—	R7 完了
		放牧用林地整備	6,50ha	—	6,50ha	—	—	
		道路・排水・施設整備	1,053,6m	—	1,053,6m	—	—	
		隔障物整備	1,492m	1,726,759	1,492m	1,726,759	(0)	
		家畜保護施設整備	1 1 棟	—	1 1 棟	—	0	
		排水用排水施設整備	2 箇所	—	2 箇所	—	—	
東白井 R2~R7	日向市 門川町	草地造成・改良	7,96ha	—	7,96ha	—	R7繰 完了	
		放牧用林地整備	2,10ha	—	2,10ha	(384)		
		家畜保護施設整備	3 棟	130,957	3 棟	130,573		—
		家畜排せつ物処理施設	—	—	—	—		—
児 島 R5~R9	新富町 高瀬町 川南町	草地造成・改良	15,07ha	—	3,66ha	—	8,53ha	R8 計画 変更 予定
		放牧用林地整備	21,00ha	—	—	—	—	
		道路整備	185m	1,325,400	—	95,868	(62,796)	
		隔障物整備	4,700m	—	—	—	34,000	
		家畜保護施設整備	1 2 棟	—	1 棟	—	—	
		家畜排せつ物処理施設	1 2 棟	—	—	—	—	
計			2,183,116		1,853,206		(63,110) 34,000	

※事業費には事業費・工事給費は含まない。
※上段()書はR7繰越金で外税
※R7まではR7繰越金を除く

農地耕作条件改善事業

農業基盤整備課

1 目 的

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、スマート農業の導入等に必要な取組を支援し、食料安定供給や農業の生産性向上に資する。

2 事業内容

(1) 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援。

(2) 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援。

※その他 (スマート農業導入、病害虫対策、水田貯留機能向上、土地利用調整等) の取組も支援可能。

3 事業採択要件

【実施区域】農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】ハード事業費 200 万円以上、受益者数が農業者 2 者以上

※地域計画内で整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、**機構集積推進費**の活用が可能。

※**機構集積推進費**を活用すると、農家負担ゼロで基盤整備事業が実施可能。

4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区、農業法人、農地中間管理機構等

5 イメージ (畦畔除去)



6 負担割合

(1) 定額補助 (対象面積や延長に応じた金額で支援を受けられる)

畦畔除去 4 万円/100m 均平作業 (高低差 10cm 超える場合) 30 万円/10a など

(2) 定率補助 (事業費に対し一定割合の金額の支援を受けられる)

事業主体	地域区分	国	県	市町村	地元
市町村営	一般	50%	15%	20%	15%
	中山間	55%	15%	20%	10%
機構営	一般	50%	27.5%	10%	12.5%
	中山間	55%	27.5%	10%	7.5%

※市町村負担は市町村に要確認

※機構集積推進費を活用する場合の負担割合

7 実績

◆須美江地区 (延岡市) R2~R5 165 百万円 区画拡大 3.16ha 暗渠排水 2.57ha 鳥獣被害防止柵

◆深 谷地区 (日向市) R4~R6 48 百万円 区画拡大 8.40ha 排水改良 8.40ha 鳥獣被害防止柵